

令和6年度孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）
公募要領

令和6年4月30日府孤推第16号
内閣府孤独・孤立対策推進室長

孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要綱（令和6年4月3日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」という。）及び孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）実施要領（令和6年4月3日府孤推第7号。以下「実施要領」という。）に基づき実施する本事業の実施主体となる孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対する運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織等民間団体（以下「交付事業者」という。）について、以下のとおり公募する。

1. 事業名

令和6年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業

2. 実施主体の要件、事業内容等

実施要領のとおり。

3. 交付対象経費の区分及び交付率

交付要綱のとおり。

4. 応募手続

(1) 募集期間

令和6年4月30日（火）～令和6年5月31日（金）正午

(2) 応募書類及び留意事項

① 以下の書類を電子媒体にて提出すること。なお、応募予定者には様式を送付するため、(3)の問い合わせ先に連絡すること。

・ 交付申請書（交付要綱別紙様式第1）

・ 添付書類（交付要綱別紙様式第1の別紙1～7、その他添付書類）

※その他添付書類の一つとして、事業内容を分かりやすくまとめた資料を作成すること（様式の記載内容と重複する事項については記載不要。）。目安として、A4版・横書き、カラーで15ページ程度を想定（適宜、図表等を用いること。）。この資料は、審査の重要な資料となるため、留意すること。

② 提出された書類は交付決定に関する事務以外の目的には使用しないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。

③ 応募書類の作成等に係る経費について、交付決定の可否を問わず支給しない。また、事業費に含めることもできない。

- ④ 応募書類に記載する事業内容について、実現可能であるものとする。なお、交付決定後に変更等の必要性が生じた場合は、交付要綱に基づき手続を行うこと。

(3) 問い合わせ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎3階

内閣府孤独・孤立対策推進室 担当：土屋、奈倉

電話：03-3581-4537（直通）

※提出先のメールアドレスについては、応募書類の様式を送付する際、通知する。

5. 応募書類作成上の留意点

- ① 交付要綱、実施要領及び本要領を熟読の上、応募書類を作成すること。
- ② 事業の一部（軽微なものを除く。）を委託する場合は、必要性、委託先の決定方法、委託予定額及び業務範囲を明示すること（検討中の場合を含む。）。

6. 審査の方法

(1) 審査方法

募集期間の終了後、提出のあった3.(2)①の応募書類について、内閣府孤独・孤立対策推進室が開催する審査委員会において審査し、予算の範囲内において交付事業者の選定を行う。

(2) 審査項目

別紙「評価基準表」のとおり。

評価基準表

評価項目	評価基準	配点 (満点)
1. 事業実施体制に関する評価	団体設立の趣旨、活動実績、専門性から事業実施団体としてふさわしいか。	1 0
	組織体制、活動実績や財務状況等から事業を安定的に実施できる体制が整備されているか。	1 0
	関係機関や関係団体等との連携・協働体制が構築されているか。	1 0
2. 事業内容に関する評価	事業目的が日常生活環境における孤独・孤立の問題の対応に貢献するか。	1 0
	事業目的が現場のニーズをとらえた明確なものであるか。	1 0
	事業計画や資金計画に具体性があり実現可能性があるか。	1 0
	スケジュールは無理のないものか。	1 0
	先駆的で創意工夫にあふれる取組内容であり、かつ、将来的に継続可能なものであるか。(※)	2 0
	孤独・孤立対策の機運醸成と取組の普及・拡大につながるか。	1 0
3. 費用対効果	経費の積算は妥当であり、経済合理性があるか。	1 0
	合 計	1 1 0

○段階評価：高く評価できる水準にあるもの 10 点/評価できる水準にあるもの 6 点/やや不十分な水準にあるもの 2 点/不十分な水準にあるもの 0 点 (※については、配点を 2 倍とする。)